

事務連絡
令和3年12月6日

介護員養成研修指定事業者様

広島県健康福祉局医療介護人材課
(広島市中区基町10-52)

新型コロナウイルス感染症の防止に伴う介護員養成研修の
運営等に係る取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、介護員養成研修の受講生に不利益が生じることのないよう、また、研修の運営等が円滑に行われるよう、下記のとおり取り扱うこととしました。

この取扱いは、原則として「広島県介護員養成研修事業実施要綱・要領」の規定内で対応し難い変更に限るものとし、教育内容の縮減を認める趣旨ではありません。

このことを念頭に、研修指定事業者におかれましては、受講生の状況や意向を踏まえ、規定のカリキュラム・方法・場所での変更実施(研修期間の延長、代替日の確保等)を検討の上、やむを得ない場合のみ、特例的な取扱いの適用について、事前に県に相談くださるようお願いいたします。

記

【特例的な取扱いの内容】

新型コロナウイルス感染症の影響で、介護員養成研修の受講生の不利益につながる場合、または研修運営に著しい支障が生じると考えられる場合は、次の代替措置等により、必要な知識や技術を習得することとして差し支えない。

① 実習

- 介護施設等での実習を、介護施設等以外の会議室等で代替すること
- 実習内容を、演習や施設の一日の流れや雰囲気等がわかる動画の視聴、施設職員の講話等で代替すること
- 既定の研修日程のうち、研修開始日の「職務の理解」や、最終試験前の「振り返り」の時間割順序を入れ替えて実施すること

② 県内の高等学校における介護員養成研修(広島県立高等学校のみ)

- 学校における講義を、「紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習と課題の提出などの適切な家庭学習」により代替すること

③ その他

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、運営に支障が生じており、規定の実施方法の代替措置を講じることにより、受講生の不利益を回避できると考えられるもの(要個別協議)

[問い合わせ先] 広島県医療介護人材課 介護人材G
電話 082-513-3142 担当: 佐伯・東郷

新型コロナウイルス感染症の防止に伴う広島県立高等学校で行う介護職員養成研修に係る特例的な取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) この取扱は、受講生（生徒）の感染防止及び学習機会を保障し、不利益を回避するという観点から、原則として「広島県介護職員養成研修事業実施要綱・要領」の規定内で対応し難い変更に限るものとし、教育内容の縮減を認める趣旨ではないこと。
- (2) 紙の教材やテレビ放送等を活用した学習，オンライン教材の活用やオンライン指導等，研修時間は規定の時間を満たすこととし，課題の提出を求めるなど，習熟度の確認等の工夫をあわせて行うこと。
- (3) オンライン指導等の場合においても，講師は，原則として「広島県介護職員養成研修事業実施要綱・要領」に規定する要件を満たしていること。
- (4) 内容を変更する場合は，県医療介護人材課に事前協議することとし，具体的な変更内容（授業の実施方法等）について協議の上で，変更届を提出すること。
- (5) 学校での授業を再開する場合は，本来の授業形式を回復させること。